

〈新春座談会〉

## 品質確保のための新たな公共調達

出席者

(敬称略)

小澤 一 雅 (東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授)

道家 孝 行 (東京都建設局長)

川合 勝 ((社)日本土木工業協会公共工事委員会委員長)

佐藤 直 良 (国土交通省大臣官房技術審議官)

司 会

鈴木 道 雄 ((社)全日本建設技術協会会長)

○鈴木(司会) わが国の経済は、バブル崩壊後の長い低迷から抜け出し、新しい成長の姿を確立していく重要な時期を迎えていると言えます。しかしながら、人口減少や少子高齢化の進展、地球環境問題の深刻化、大都市圏と地方の不均衡などの地域格差、そして依然として厳しい財政状況などの課題が引き続き山積しています。社会資本整備を取り巻く環境も大きく変化しており、予算の削減、公共事業量の縮小、一般競争入札の拡大等に伴い、過度の受注競争によるダンピングの多発、不良不適格業者の参入、それに伴う品質確保への懸念等の課題が生じてきました。

このようなことから、平成17年4月には「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、公共調達のシステムについても大きく変貌しています。一般競争入札への急激な転換・拡大により、従前の入札制度を前提としたこれまでの制度では対応が厳しくなっており、また公務員の定数削減や団塊世代の退職、事務の多様化・増大の進行は発注者のみならず受注者の業務の執行にも多大な影響を与えています。

これらの課題に対応するためには、公共調達の改善に合わせた執行体制の改革と充実、社会資本整備に係わる技術者、とりわけ官公庁技術者の一層の自己研鑽によるスキルアップと意識改革が重要になる

と考えています。

本日の座談会では、品質確保のための新たな公共調達について、東京大学大学院工学系研究科教授、国土交通省の「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」の委員長を務められ、また現在「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」の委員長もされています小澤一雅さん、総合評価方式を早くから導入しています東京都建設局長の道家孝行さん、社団法人日本土木工業協会公共工事委員会委員長をされている鹿島建設株式会社副社長の川合勝さん、そして国土交通省でわが国の建設技術の取りまとめとして公共調達の担当をしている大臣官房技術審議官の佐藤直良さん、以上4名の皆様から、それぞれの立場でご意見を伺うこととしています。読者の多くが官公庁の建設技術者で、第一線で公共工事の発注や監督・検査等に直接携わっていることから、本日の座談会が、これからの公共調達について読者が考えるよい機会となり、かつ有意義なものとなることを期待しています。

本日の座談会は次の三つの段階に分けて進めたいと思います。最初は「公共事業の現状とこれまでの公共調達の経緯」、次に「品確法及び総合評価方式の取り組み状況と課題」、そして「公共調達の今後の展望」です。

## 公共事業の現状とこれまでの公共調達の経緯

○鈴木 まず初めに、「公共事業の現状とこれまでの公共調達の経緯」について、国土交通省の佐藤さんから、わが国の公共事業の現状や課題、公共調達についてお話をいただきたいと思います。

○佐藤 最初に、公共事業の現状と課題ですが、まず予算の面からご説明します。国の公共事業関係費は、ピーク時の平成10年度の補正後で14.9兆円、これに対して平成19年度当初予算では6.9兆円であり、現時点でピーク時の半分を下回る状況になっています。

一方、国の全体の財政状況ですが、2006年の「骨

太の方針」では2011年に国と地方のプライマリーバランスを図るという目標を掲げており、実際、順調に進みつつあります。そのなかで、国債の発行残高が増え、借金を返すためにみんな我慢しようという議論があります。ご承知のように、国債は建設国債といわゆる赤字国債を含む特例国債、この二つに分かれています。この国債の発行残高を平成10年度と19年度で比べてみると、建設国債が平成10年度の約187兆円から19年度には約241兆円となり1.29倍に、これに対して、特例国債が108兆円から306兆円となり約2.8倍になっています。同じ借金の残高でも、やはり特例国債のほうが圧倒的に増えている状況です。なお、道路事業については、道路特定財源をベース

にして国債に頼らない枠組みになっていますが、その他の公共事業は、世代間の負担の公平性という観点から、建設国債を発行して公共事業に充てています。

次に、公共事業をめぐる課題として、私も現在考えているのは次の三点です。まず一点目として国際競争力をも含めたわが国の成長力の強化と併せて地域の自立・活性化を図る必要があるという点です。二点目が、安全・安心の確保、地球温暖化も含めて外力の変化に伴う災害リスクの増大に対する対応をしっかりしなければいけないという点です。三点目が、最近とみに言われていますが、適切な維持管理・更新の実施です。戦後、諸先輩方に一生懸命整備していただいた社会資本が次第に更新の時期を迎え、適切な維持管理・更新を進めないと、わが国の成長あるいは国民生活の足を引っ張るという事態が予見できます。

続いて、公共調達について申し上げますと、現在の公共調

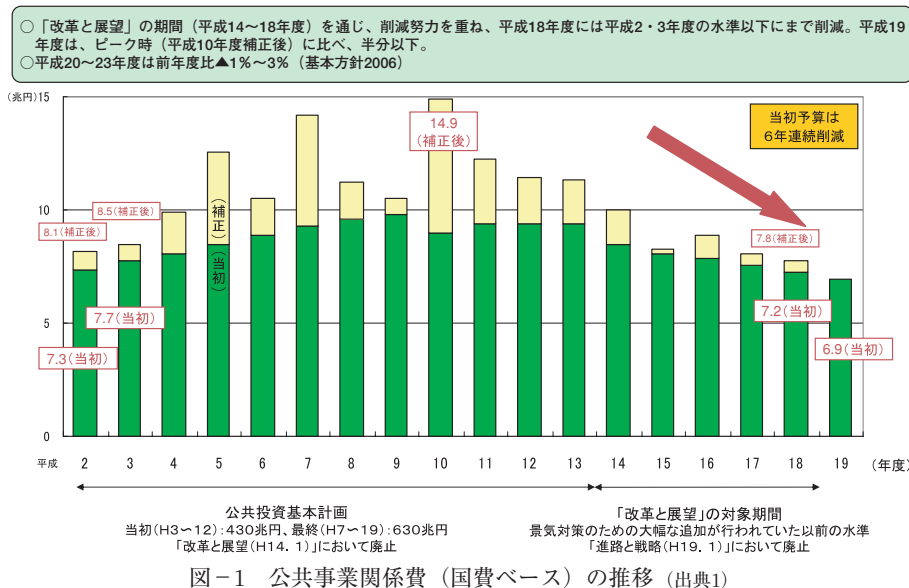


図-1 公共事業関係費（国費ベース）の推移（出典1）

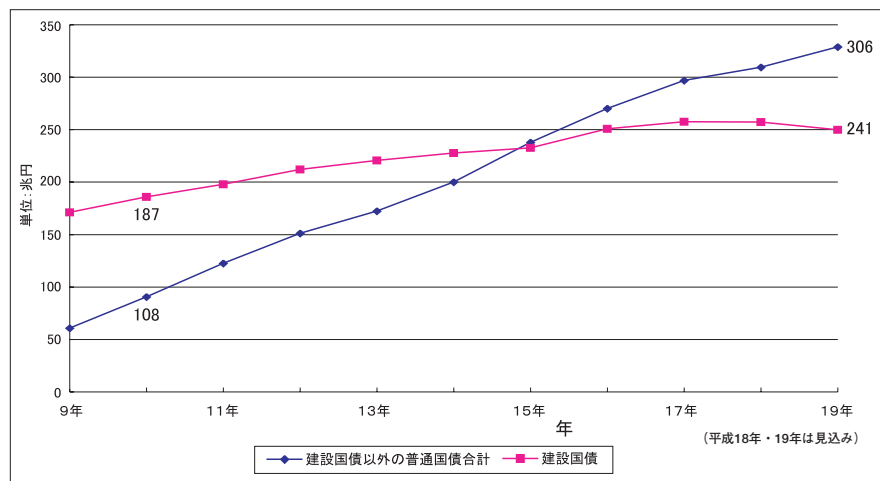


図-2 各年度末の国債残高の推移（出典2）

## 品質確保のための新たな公共調達

達の枠組みを規定しているのが、会計法と会計法の特例的な形での品確法の二つです。前者の会計法は、日本に電気が普及する以前の明治22年に制定された法律で、明治33年にはそれまでの一般競争入札に加え指名競争入札が規定され、その後予決令の制定等を経て現在に至っていますが、骨格は明治22年の枠組みが色濃く反映されたものとなっています。

この会計法及び予決令をベースにして、三つの観点から入札契約制度や公共調達の改革の取り組みが行われています。第一点が競争性・透明性の向上、第二点が品質の確保、第三点が不正行為の防止であり、国全体ではこの三つの枠組みにより過去から改革を進めてきました。

一点目の競争性・透明性の向上ですが、従来は指名競争入札しかありませんでした。しかし、いろいろ社会的な事件が発生し、競争性・透明性を高める必要が生じたため、一般競争入札を導入することにより強化してきました。ただし、一般競争入札の拡大のみではいたずらに価格競争に陥ってしまうため、最終的な目的物である社会資本の品質の向上とワンセッ

トで対応しなければという考えから二点目の品質確保が必要となり、品確法の制定前からVE方式の導入、あるいは総合評価方式の試行等々の対応をして、平成17年の品確法制定に至ったということです。

三点目の不正行為の防止に関しては、たび重なる談合に対応して、平成14年の官製談合防止法の制定、また平成15年には違約金条項の創設及び指名停止措置

- 明治22年に会計法が制定され、以来100年以上にわたり採用されてきた調達方式
- 不良不適格業者の排除と品質の確保において優れた調達方式
- **良い仕事をするのが次の受注機会につながるという「好循環」が形成される**
- 工事の品質について受発注者間に信頼関係が構築され、効率的な調達が行える
- 一方談合を誘発しやすく、新規参入機会が得にくい

図-3 指名競争入札の役割と課題（出典3）

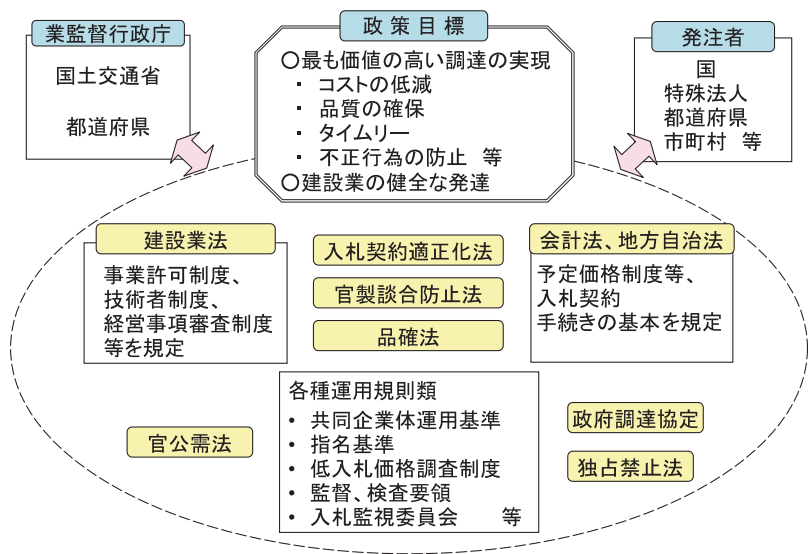


図-4 入札契約に係る諸法令（出典4）

近年、国土交通省においては、『競争性・透明性の向上』、『品質の確保』、『不正行為の防止』を3本柱に、入札制度改革を推進中

|             | 競争性・透明性の向上                 | 品質の確保＝技術力競争                                  | 不正行為の防止                    |
|-------------|----------------------------|----------------------------------------------|----------------------------|
| 平成 6年(1994) | 一般競争入札の導入                  | WTO、ゼネコン汚職                                   |                            |
| 平成 9年(1997) |                            | VE方式の導入                                      |                            |
| 平成10年(1998) |                            |                                              |                            |
| 平成11年(1999) | 社会不信                       | 総合評価方式の試行                                    | 民間の技術を活用する新たな入札・契約方式の試行・導入 |
| 平成12年(2000) | 入札契約適正化法                   |                                              |                            |
| 平成13年(2001) | 一般競争入札の運用範囲の拡大<br>電子入札試行開始 | 工事コスト調査の開始                                   | 工事費内訳書の提出試行                |
| 平成14年(2002) | 特殊法人等における予定価格の事前公表試行       | 総合評価方式の本格実施<br>ダンピング対策                       | 官製談合防止法                    |
| 平成15年(2003) | 電子入札の全面実施                  | 技術力評価の重視(工事成績、経験、技術者)<br>技術力評価データベースの整備・活用推進 | 違約金条項の創設<br>指名停止措置の強化      |
| 平成16年(2004) |                            |                                              |                            |
| 平成17年(2005) | (一般競争入札の拡大)                | 公共工事品質確保法                                    | 独占禁止法の改正                   |

図-5 国土交通省における入札・契約制度改革の取り組み（出典5）



どう け たか ゆき  
道家 孝行氏  
(東京都 建設局長)

昭和49年 東京都入都  
平成5年 建設局道路建設部副参事<道路公社派遣>  
平成7年 建設局再開発部副参事(事業化担当)  
平成10年 建設局区画整理部計画課長(統括)  
平成12年 建設局第二建設事務所長  
平成14年 交通局技術管理担当部長  
平成15年 都市計画局都市基盤部外かく環状道路担当部長  
平成17年 建設局道路建設部長  
平成18年 建設局道路監  
平成19年 建設局長

の強化、そして平成17年には独禁法の改正に伴うリーニエンシー(減免)制度の導入等、罰則が強化されました。

現在、この三本柱により、特に前者の二つの柱、一般競争入札の拡大と併せて品確法の精神を活かした総合評価の拡充、さらには建設生産システム全体における品質確保の対応策を実施しているところで

す。  
○鈴木 ただ今、佐藤さんから公共事業の現状や公共調達のこれまでの経緯についてお話をいただきました。

引き続き、道家さんには地方公共団体の立場から東京都における公共調達のこれまでの経緯や現状について、川合さんには受注者の立場から見たわが国の公共調達システムについて、小澤先生には学識経験者としての立場からの公共調達システムの問題点などについて、お聞かせいただき

たいと思います。

○道家 私の立場で言えば、公共調達によって社会基盤整備を進めて、都民や国民の皆様にも都が管理している施設を安全に安心して使っていただくということです。

そういうなかで、私の基本的な認識としては、安全・安心そして経済活動や福祉などを具体的に実現していくための基本装置が社会基盤施設であると考えています。それをつくり上げるのが、私どもが担当している公共事業の主な役割だと思います。多くの公共事業が今日の日本の生活や経済を支えていることは論をまたないと思いますし、もし堤防が決壊したら、もし道路が壊れたら、震災や水害の被災地の実情を見るまでもなく、その悲惨さは国民の皆さんだれでも知っていると思います。それからまた、私ども東京都をはじめとする大きな都市では道路整備の不十分さから日々交通渋滞に巻き込まれており、そのことが生活面・経済面にも非常に悪影響を与えるということ、これは国民の皆さんが自ら体感していることです。言いかえれば、社会基盤整備の重要性というのは、その恩恵を受けている国民だれもが十分に承知しているはずです。

それにも係わらず、公共事業がいろいろな意味でバッシングを受け、先ほど佐藤審議官のご説明にもあったように公共事業の予算が非常に減少していま

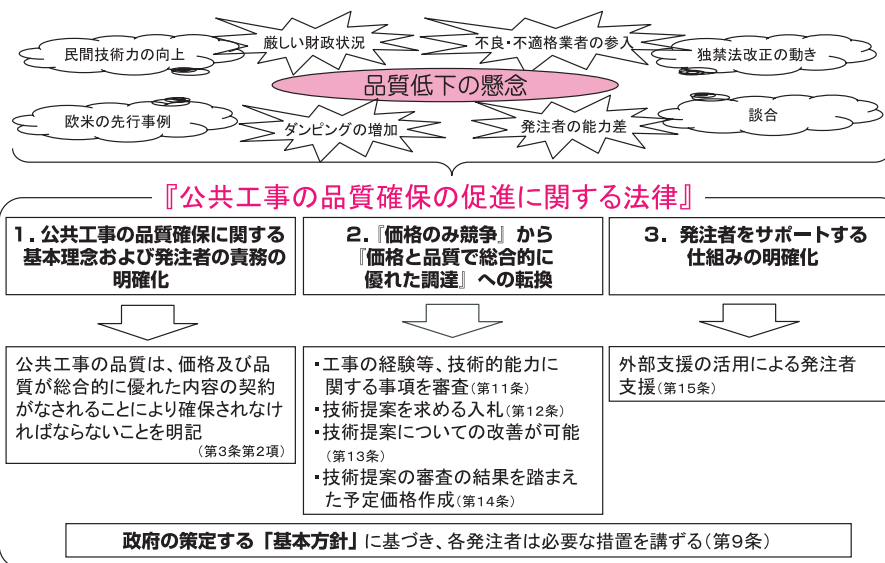


図-6 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の成立(出典6)

す。私としては、堤防や道路などの公共施設そのものがバッシングを受けているということではなくて、例えば投資効果を見逃した事業展開や官民癒着の問題等に起因しているのだらうという基本的認識を持っています。そのことが一つの傷となって、公共事業の重要性についての啓蒙・啓発活動に遠慮せざるを得ないような、官民を通じてプロとしての力を十分に発揮できない状況になっているのではないかと思います。

嵐が過ぎれば以前のような明るい空になるという甘えは、もう今や通じないと思います。このまま嵐が吹き続けると、国土の荒廃ということが現実となる可能性もあり、国民が最終的に被害を受けて、はじめてあのときに公共事業をたたき過ぎたとみんなが後悔するようなことがあってはならないと思います。公共事業を進め、社会基盤をつくり、使っていただくという、国民からいろいろな意味で託されている我々が、背筋を伸ばして、視線を上げて、きちんと取り組まなければならない必要があるというのが私の基本認識です。

次に、東京都における公共調達の現状を申し上げますと、まず発注の方法ですが、発注予定価格250万円以上9億円未満では原則として希望制指名競争入札を行っています。そして9億円以上についてはすべて一般競争入札で行っており、手続きとしては事前に議会の承認をいただいてから契約をする仕組みになっています。9億円以上となっている一般競争入札については全国知事会等の提言もあり、現在拡大を検討しています。

学識経験者の皆さんにも参画していただき、第三者委員会で審議をしている最中です。不良不適格業者の参入を招くことになってはいけませんので、どういう条件でどういうところで一般競争入札を拡大したらよいのかを、

きちんとした議論を経て決めていきたいと思っています。現状としては、予定価格が250万円以上9億円未満の工事については希望制指名競争入札ですので、そのことによって競争性・透明性の確保を図っているということです。

それから、東京都の予算もやはり平成4年、5年頃がピークであり、特に投資的経費の割合が落ち込んでいます。現時点ではピーク時の3分の1まで落ち込んでいるという状況です。その結果、受注競争が大変激化し、低入札案件が増加しています。例えば土木工事においては予定価格が4億円以上の場合、低入札価格調査対象工事に該当するわけですが、建設局では平成16年度に10件、17年度に21件、18年度に19件が低入札価格調査対象工事となっています。19年度も低入札価格調査対象工事に占める低入札工事の割合は10月末現在で約3割であり、18年度の6割と比べると、落ちついてきていますが、まだ高い水準にあると思っています。

一方、低入札工事と品質すなわち工事成績の関係を見てみると、17年度では土木工事の工事成績の平均点が74点であるのに対して、低入札工事においては69点です。60点が合格点ですので、合格ではあるけれども5点の差があります。同じ合格でも差は歴然としていると我々は認識しています。安心して完全にお任せするわけにはいかないので、低入札案件については他のものよりも工事監督を強化し、徹底的に品質を保持するよう監督をしています。そのような対応により点数もある程度保たれているのだらう

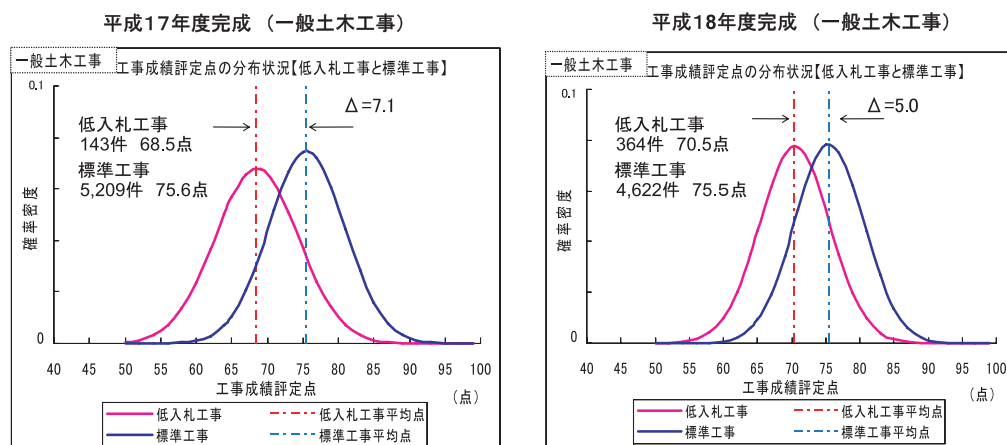


図-7 国土交通省直轄工事低入札工事と標準工事の工事成績評価点状況（営繕・港湾空港を除く）（出典7）

うと思っていますが、やはり品質の低下が懸念されます。

現在建設業界全体の疲弊がささやかれています、技術力に優れた企業が淘汰されてしまうことに不安を感じています。我々としては現場を管理する立場ですので、地域の状況を熟知して現場条件に対応できる技術力を持つ、地域ごとの優良企業というのは非常に大切な存在です。日々の公物管理、災害時の対応にも期待をしており、そういう企業の存在が管理上必要不可欠だと思っています。その意味でも技術力に優れた企業を、過去の工事成績や配置される技術者の実績などから適切に評価する仕組みが必要です。地元でまじめに頑張っている優良な企業が健全な競争のなかで生き残っていけることが大切だと思います。したがって、従来の価格による評価に技術力を加えて契約者を選定するという総合評価方式を一生懸命積極的に推進しており、都内の区市町村の立場も同じであると考えています。

○鈴木 ありがとうございます。それでは、受注者

の立場から川合さんをお願いします。

○川合 私は、日本土木工業協会の公共工事委員長として、いわゆる一連の改革に最初から携わってきた立場から、お話ししたいと思います。

我々建設業界は、たび重なる談合問題、独禁法の不祥事を発生させ、今ご指摘いただいたような国民の不信を招いたことに対し、本当に申し訳ないと思っています。ただ、我々もそういった問題が起こるたびに、業界サイドとしてその再発防止に努めてきました。しかしながら、我々だけではその徹底を期すことができなかったというのも事実だと思っています。この原因は、長年にわたる慣行や制度的不備による面もあり、業界を大きく変えるためには発注者側の理解と協力並びに入札・契約制度の抜本的改革、いわゆる価格が安ければそれで決まるという方式からの脱却等、発注者と我々受注者が一体となって改革に取り組むことが必要であるということだと思います。

先ほど佐藤審議官のお話のとおり、競争性・透明

・落札率が低くなるほど、工事成績評価が**平均点以下の工事や下請企業が赤字の工事の割合が増加**する。

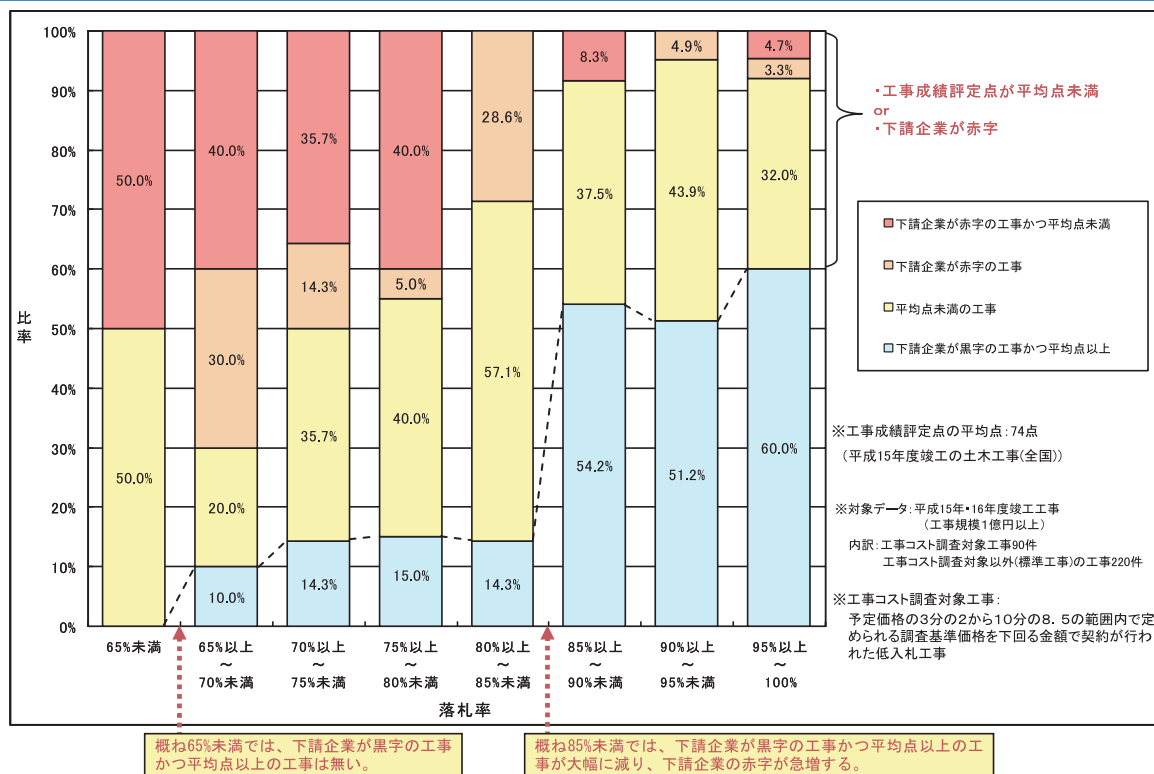


図-8 「工事成績評価点74点以下の工事」や「下請企業が赤字の工事」の発生状況と落札率の関係（出典8）

性を高めるために、指名競争入札から一般競争入札の拡大へという大きな動きが出てきました。平成17年4月の品確法の施行、それに伴う総合評価方式の導入・拡大と、公共調達の大きな改善がみえてきたわけです。我々としては、こうしたときこそ業界の旧来からのしきたりと決別し、新しいビジネスモデルの構築をすべき時期と判断して、平成18年1月に独禁法が改正されましたけれども、その前年の17年12月に談合からの決別、コンプライアンスの徹底ということを申し合わせて、現在まで約2年にわたり努力してきました。今、こうした2年間を振り返ると、そうした改革の成果もあり、業界は、以前のような状況に戻る心配はなくなったと思っています。

ただ、その後平成18年に、この談合から決別したあと、ダンピング問題という大変大きな問題が発生したのも事実です。そういったものに対して、国を中心に総合評価方式における技術評価得点のウェイトアップ、最低制限価格の設定、特別重点調査制度の導入等、大変早い対応をしていただいたおかげで、1年もたたずにダンピングをある程度止めることができたことに対して感謝しています。

この総合評価方式に対して我々が現在要望していることについては、後程お話しさせていただきますが、我々はコンプライアンスの徹底という必要条件を整えつつあり、これから新しい建設業に向かって進んでいくという時期に来ていると思っています。

○鈴木 続いて、小澤さんから公共調達についてさまざまな問題も含めて総括的に話ししていただきたいと思います。

○小澤 共通認識としては、今それぞれのお立場からこれまでの取り組み、現状についてご報告がありました。基本的には私も同じように感じています。今の公共調達制度の基本的仕組みは、今の時代にあるいは将来に向けて公共事業を適切に実施していくうえでいろんな面で歪みが来ており、根本的に再構築を図るべき時期に来ていると思っています。

佐藤審議官から明治22年にできた会計法を未だに使い続けているというご紹介がありましたけれども、日本の社会資本整備を大量に、特に戦後早く日本を復興・発展させるために、これまで使ってきた制度



かわい まさる  
川合 勝氏

(社)日本土木工業協会 公共工事委員会委員長  
(鹿島建設) 代表取締役 執行役員副社長

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 昭和36年 | 鹿島建設(株)入社                   |
| 平成4年  | 同社 取締役                      |
| 平成7年  | 同社 常務取締役 建設総事業本部<br>営業第二本部長 |
| 平成9年  | 同社 専務取締役 建設総事業本部<br>土木技術本部長 |
| 平成10年 | 同社 代表取締役副社長                 |
| 平成17年 | 同社 代表取締役 執行役員副社長<br>主な委員会等  |
| 平成11年 | (社)土木学会 副会長                 |
| 平成12年 | (社)日本土木工業協会 公共工事委員会<br>委員長  |

が果たした役割というのは十分大きいものがあると思っています。ただ、ここへ来てさまざまな社会的要請が変化しつつある状況のなかで、これまでのように問題が出ればそこを抑えてという対症療法的に制度を変えていくというのは、苦しい時期に来ているのではないかと思います。その典型的な例として指名競争を一般競争に変えたというのは非常に大きな転換であり、そのような転換を各パーツ、パーツでやってきていますが、そもそも全体システムがきちんと社会的要請に応えるものになっているかどうかというところをきちんと考えておく必要があるのではないのでしょうか。明治から100年使い続けてきた仕組みですので、これからの100年に耐える仕組みを考えておく必要があると思います。

そのために何をすべきかということで、例えば「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」では、佐藤審議官の提唱される三つの循環を実現するための施策を考えていこうということが言われていますし、「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」のなかでは、一般競争とペアで活用されるべき仕組みとして、総合評

## 新春座談会



お ざわ かず まさ  
小澤 一 雅 氏

(東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授)

平成 4 年 東京大学工学部土木工学科助教授  
平成11年 東京大学大学院新領域創成科学研究科  
環境学専攻助教授  
平成16年 東京大学大学院工学系研究科社会基盤  
学専攻教授

主な委員会等

国土交通省直轄事業の建設生産システムにおけ  
る発注者責任に関する懇談会委員長  
国土交通省総合政策局中央建設業審議会専門委員  
(株)土木学会 建設マネジメント委員会副委員長  
(株)土木学会 建設マネジメント委員会公共調達  
制度研究特別小委員会委員長 等

主な著書

「新領域土木工学ハンドブック13. 1. 1」(朝倉  
書店)  
「アセットマネジメント導入への挑戦  
～新たな社会資本マネジメントシステムの構築  
に向けて」(土木学会) 等

価をどのように活用していけばよいかということ  
を議論させていただいています。

また、現在土木学会の建設マネジメント委員会  
のなかでも議論していますが、この委員会のなかに公  
共調達制度のワーキングをつくり、平成18年の4月、  
5月に四つの視点と九つのテーマからなる報告書を  
公表しました。

そのなかのテーマとして、一つは今申し上げた調  
達制度全体を見直す必要があるということと、調達  
制度というのはよい公共事業を実施するための一つ  
の手段でもあることから、制度をどのように活かす  
かについて現場で考えられるような仕組みを実現し  
ていきたいということを、いくつか具体的な方法と  
して提案させていただいています。

ワーキングでそういう報告書を出させていただ  
いたのですが、個々のテーマについては議論が必ずし  
も十分ではなかったということで、今年になってから  
建設マネジメント委員会のなかに特別小委員会を  
つくり、今年の6月から毎月、学会の講堂でシンポ  
ジウムを実施しています。公共調達制度を考えるシ  
リズと題して、1年間毎月いろいろな立場の方に  
パネルディスカッションという形で話題提起してい

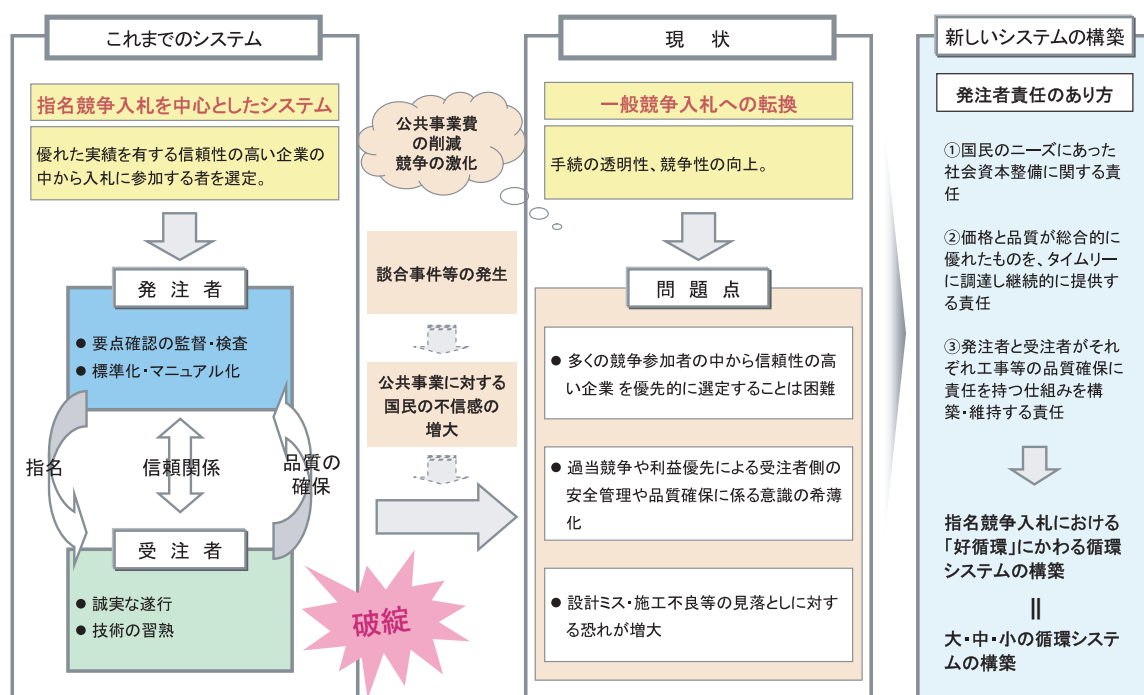


図-9 建設生産システムの現状と発注者責任を果たすための課題 (出典9)

## 品質確保のための新たな公共調達

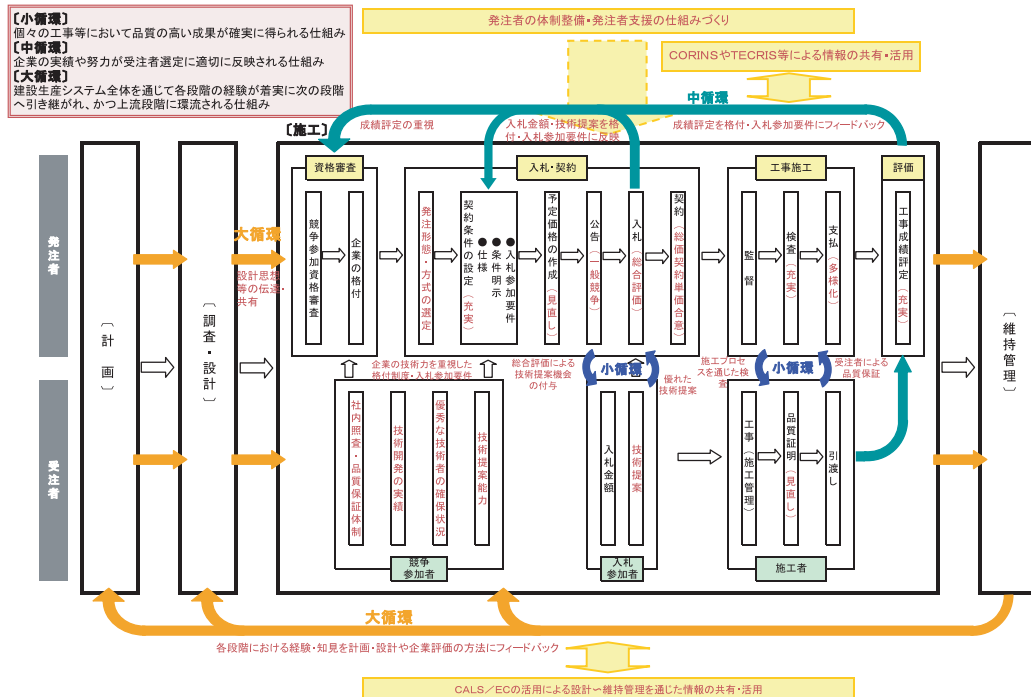


図-10 新しい建設生産システム (出典10)

ただき、かつ会場の方とも意見交換をさせていただいています。第1回目は総合評価方式について、2回目は入札結果のモニタリングについて、経済の先生にも来ていただきました。第3回は三者構造、CMの議論、第4回は発注ロットとJVについて、10月は技術の開発をだれがこれから担うかというテーマであり、11月は契約制度の多様化、12月は予定価格についても議論したいと思っています。さらにコンサルタント業務について、支払い方式、地方での調達制度のあり方の問題、国際比較のようなことも議論させていただいたうえで、平成20年5月には、全体討論として、今後の方向について何か提言できたらと考えています。

○鈴木 ただいま小澤先生から、今までのシステムについて総括的なご説明がありましたが、旧制度が機能して、これまでの公共事業は円滑に実施されていたわけです。しかし、世の中の流れで一般競争入札に移り、今はいろいろ弊害が出てきました。今までのいわゆる指名競争入札が必ずしも悪かったわけではないのですが、それに対する手当てをしないうで、いきなり一般競争入札に入ったように感じられますが、その辺はどのように解釈したらよいですか？

- 視点1. 技術力を適切に投入し、Value for Money (VFM) を向上させる
- なるべく事業プロセスの上流段階で技術力を投入する
  - 多様な技術力が投入可能な制度を構築する
  - プロセスと結果の点検・評価
- 視点2. 公正な競争環境の整備
- 発注ロットと共同企業体運用制度の見直し
  - 透明なプロセスの実現、モニタリング
  - 三者構造の実現と適切な支払い制度
- 視点3. 優秀な技術・技術者が活かされる環境の整備
- 技術者資格と契約制度
  - 発注者の体制整備
  - 技術開発・技術力向上のインセンティブの付与
- 視点4. 地方の特徴を考慮した事業執行
- 「安心」システムの実現
  - 経営、変更、品質、リスクの低減

図-11 テーマ提案の視点 (出典11)

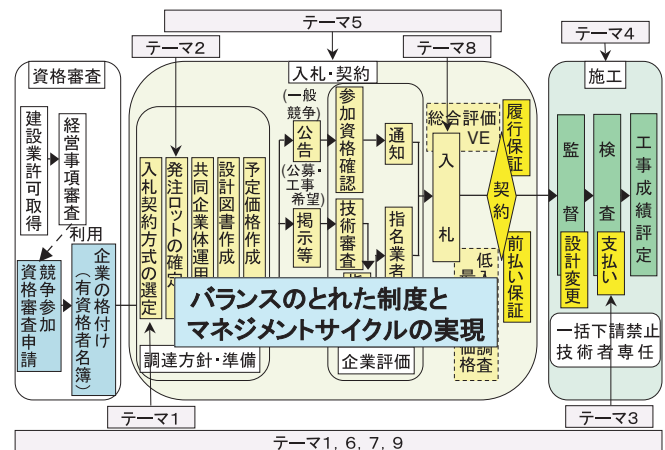


図-12 調達制度全体の見直し (出典12)

○小澤 もともと会計法では、一般競争が原則でした。ですから、会計法が明治22年にできたときには、一般競争が原則で運用されていたと伺っています。ところが、今も心配されているように、不良工事等、いろいろな問題があって、明治33年に指名競争入札を日本独自の方式として導入したわけです。

○鈴木 不良不適格業者の参入が多くなり、指名制度にしたわけですね。一般競争入札にすれば、当然そういうことは懸念されたわけですが、若干手当てが遅れたということもあるのでしょうか。

○小澤 私の認識では、一般競争入札を大々的に取り入れようと、つまり一般競争入札に戻そうという話は、平成5年、6年の不祥事があった後に、談合等の不祥事に非常に大きな影響を与えている制度が指名競争入札であるという指摘があってからと記憶しています。ですから、これをなくさないと談合は防げないという指摘を社会から受けて、指名競争入札を一般競争入札に変えなければいけないという状況がそのときに生まれたと認識しています。

○鈴木 私は当時中央建設業審議会の委員をしていまして、一般競争入札を導入した場合には不良不適格業者が参入するという問題があることを予想していました。しかし、十分な検討がされないまま導入され、今それに対する対応で困っているのではないのでしょうか。だから、今その対応策をしておかないと、なかなか元に戻らなくなってしまう、適切な公共調達ができなくなってしまうのではないかと思います。その間に公共事業が減少し、競争も厳しくなり、問題が顕在化してきたと思いますが、その点について佐藤さんはどう感じていますか？

○佐藤 ある事象が起こると、歴史の教訓に学ばなければいけないはずなのに、どうも目先の対応に追われていると思います。実は私が以前、技術調査課に在籍していたとき、いろいろな談合事件があって、やはり談合の温床は指名競争入札だろうという話になり、指名制度が揺らぎかけていました。当時は、単なる一般競争入札を取り入れれば品質の確保に懸念が生じるという結果になることは明らかだというのが大体常識でした。

しかし、今回は国も全国知事会も、透明性の確保

だけに終始して、先に一般競争入札導入という対応でした。導入してから、後追いで品質が注目されたわけです。森全体を見ないで木を見ているような傾向があったということです。やはり、今の時代に合った枠組みに全体を抜本的に変えていかなければと思います。指名競争入札を前提にいろいろなシステムが整っていた状態を、入り口だけ一般競争入札にしても無理ではないか、出口までの一連をもう一度全て点検し直さなければと思いました。適正価格で良い品質のものをタイムリーに供給するという枠組みに今の公共調達が本当になっているのか、公共調達の目的・使命は何か、そのうえで目的・使命を各ステークホルダーが共通認識として持てるかというのが、今、私どもの大きな課題だと思っています。

新しい時代に合ったシステムを、発注者も受注者も共通認識として持つことが大切なのではないでしょうか。幸いなことに、先ほどご紹介あったダンピング問題の際に、歴史的に初めて日本の建設界で共通認識を大々的に持つことができたのではなかろうかと思っています。やはりダンピングは悪いことだ、これは我々インナーの仲間だけではなくて、世の中も少しそういう理解が広がったのではないのでしょうか。同じように公共調達全体の枠組みに関する共通認識を早く持たないと、我々の世界が壊れてしまうという危機感を今持っています。

○鈴木 東京都では、かなり早く一般競争入札を導入されていたようですが、いかがですか。

○道家 先ほど申し上げたようにかなり大きな額の工事については一般競争入札を原則とし、中規模以下については希望制の指名競争入札を原則としています。

我々行政は、公共調達をして国民に施設を提供する立場ですが、結果として品質のよいものが安くできればいいというのが国民感情だと思います。しかし、現実として、安かろう悪かろうという場合もあり、そうならないよう適切な価格で品質の良いものを目指してきたというのが、発注者の現実だったと思います。

それに対して指名競争入札というのは、受注者側においては制度の抜け道を目指す者がどうしても現

れてくるわけで、イタチごっこだったのではないのでしょうか。発注者側でも、そういうことを背景としては承知していながら、トータルとして適切な価格でよいものができて、ずっと使えれば、それでよいのではないかと、そういう感じがこれまであったということが現実ではないかと思っています。

○川合 発注者の立場で考えますと、この仕事をやるには最低限これだけの信頼を持った会社にしてもらいたいというのが指名競争入札だったと思います。それを一気に一般競争入札へ拡大したために、その信頼を何かで担保することができなくなってしまいました。一般競争入札に移るときに、総合評価方式のように技術力などで担保するものがあれば、大きな問題なく移れたのではないかなと思います。それが、クラス分けとか従来の過去の工事経験等を条件として信頼としようとしたところに、問題があったのではないのでしょうか。今実施しているような制度が一緒になって加わっていけば、混乱は少なかったかなと、そのような感じを受けています。やはり発注する側としては、仕事をする業者に対して最低限の信頼というのは要るわけですから、それが担保できない方法になったということは、やはり大きな問題だったと思います。

○鈴木 小澤先生のご指摘のように、<sup>びほうさく</sup>弥縫策でずっとやってきたので、次第にシステム自身の問題点が増えてきているのでしょうか。

○小澤 海外のこの問題に対する取り組みを見ても、こういうやり方をすれば万全だという制度がどこにあるわけではなくて、それぞれの国、地域に合ったやり方を模索し続けているようです。海外のものを利用できるものは使えばよいと思いますが、日本に合った制度を将来のために新しくつくり直すということが大事だと思います。

○鈴木 日米構造協議の影響もかなりあり、とにかく一般競争入札にしなければということが先行してしまったという背景もあるのではないのでしょうか。総合評価をはじめとするいろいろな制度は、長期的に使えるものにしておかねばと思います。制度はやはり20～30年経つと、大体制度疲労というのが出てくるのが当前なのではないですか。

会計法も金科玉条のように本当に一番安いのがよいというところだけでやっていけるかどうかという問題もあると思います。

### 品確法及び総合評価方式の取り組み状況と課題

○鈴木 今ご議論がありましたように、従来の指名競争による弊害がいろいろ出てきて、それを改善しようとして導入された一般競争入札も実際に実行してみると、不良不適格業者が参入する、ダンピングの受注が頻発する、これを何とかしなければいけないということで、品質を確保するために平成17年の4月に品確法が施行されて、価格と品質に優れた公共調達を行うべく総合評価方式が導入されることになり、3年目を迎えているわけです。

当協会においても、地方公共団体では導入に関して問題があるのではないかとということで、昨年度、全国の地方協会の協力を得て、発注関係事務の実情や総合評価方式の取り組み状況等について実態調査を行いました。その結果、規模が小さくて技術職員が少ない市町村ではまだまだ体制が整っていない、また総合評価方式についても技術評価項目の設定や提案技術の審査・評価の難しさ、事務量の増大などの問題も出てきていました。また、総合評価方式でもなかなかダンピングが止まらないということで、平成18年12月8日に緊急的な対策がとられたわけです。しかしながら、総合評価方式を実際に行っていくと事務量がかなり増えてくるので、県・市町村で

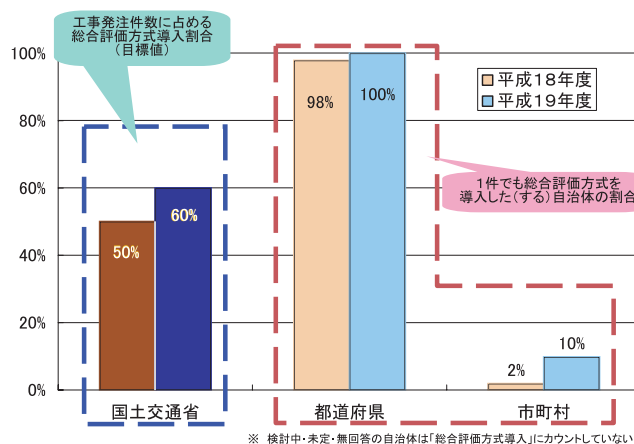


図-13 都道府県・市町村における総合評価方式への取り組み (出典13)

実施する場合にはいろいろな工夫も要るのではないのでしょうか。

また、全国知事会の決議のように、1千万円以上の工事ではもう指名競争入札をやめ、原則一般競争入札にし、さらに予定価格を公表となると、結局落札者をくじ引きで決定するようになってしまいます。このような状況をみると、総合評価方式は一つの大きな手段だと思いますが、課題もたくさんあり、うまく運用しないと逆に混乱を招くというような心配もあるわけです。

そこで、小澤先生には「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」の委員長という立場から、この品確法や総合評価導入にあたっての経過とか、あるいはその課題についてお話ししていただきたいと思います。それに基づいて、また皆さんでご議論していただきたいと思います。

○小澤 品確法という法律は、議員立法でできた理念法ではありますが、公共工事の調達に対して極めて大きなインパクトを与えた法律だと考えています。一つは、発注者の責務を明確にしたことです。次には、総合評価につながる話として、価格だけではなく、品質・技術も含めた総合的に優れた調達を目指すべきだということです。そして、体制が不備なところについては発注者支援を求めなさい、あるいは支援を入れなさいということを具体的に示したことです。会計法という法律があるにも関わらず、公共工事ではこれらをきちんと考えなさいと打ち出し、大きなインパクトがあったと思っています。

ただそのなかで、実施する施策として総合評価が非常に大きく取り上げられていますが、総合評価はいろいろな取り組みのなかの一つに過ぎないと思います。先ほども申し上げた調達制度全体の見直しというのは、例えば工事だけとってみても、資格審査でランク付けをして、企業の格付けによって業者を選び、これに基づいて次の入札・契約につなげるわけで、つまり許可から資格審査をどうするかによっても当然影響を受けるということです。この仕組みも当然視野に入れるべきだと思います。

次に、最近では設計と施工一括であるとか、あるいはCM方式の議論がされていますが、目の前にあ

る工事、事業をうまく実現するためにはどういう入札・契約方式で実施するのが最も良いのかということを考える必要があります。発注ロットの問題やJVの問題なども当然同時に考えるべき問題ですし、そもそも入札・契約手続が終わった後の監督や検査も支払いを含めてどのようにやるか、体制をどのように確保するかということも、よい工事をするためには、よい調達をするためには当然大事な問題であります。

したがって、入札の方式の一つとして総合評価はありますが、よい調達をするためには、つまり品質を確保するためには、その制度全体を当然しっかりと眺めておく必要があると思います。

一部の自治体では必ずしも総合評価方式の導入に賛成ではないというところもあると伺っていますが、個人的には総合評価方式のやり方は一律ではないと思っています。価格以外で評価する要素は何にするかというのは、地域の特性に応じていろいろなやり方があり得るはずです。国のやり方と地方自治体のやり方は当然違ってよいと思いますし、それぞれが実際に試して実施するなかで、その結果をフィードバックして改善するプロセスをそのなかに組み込んでいけば、それぞれの発注者で使いやすい総合評価方式というのは考え得るだろうと思っています。

つまり、これまで日本ではほとんど実施してこなかった制度ですから、これをうまく使いこなすために、きちんとモニタリングをして改善を続ける努力をするということが、これを今後活かしていくためには大事だろうと思います。今実施されている部分でのいろいろな課題が挙げられていると聞いています。そのなかで総合評価方式を導入したことでどれだけの効果があったかということを発注者はきちんとモニタリングをして、その結果や成績を明示していただきたいと思っています。そして、それをやり続けることが総合評価方式を活かす一つの大事なプロセスなのだろうと思います。総合評価方式を導入する目的、期待する効果というのは、いろいろあってよいと思っています。また、長期的にやり続けてそれに応じた効果が実際どれぐらい出ているかということを確認してほしいと思います。

さらには、総合評価方式を活かすためには、技術者を評価する人が大事だと思っています。よい評価をする、つまり評価することを通してよい調達を実現しようとするのは評価する人が評価されているものだと思います。つまり、何をよいと判断したかということは、翻ってその人が評価されているというわけであり、国民を代表して評価をしているということです。その評価がよい評価につながるかどうかは、その評価する人がよいかどうか、信頼できるよい評価者かどうかというところにつながるのではないのでしょうか。そこをきちんと担保できる仕組みを考えていただくことが大事だと思います。建設技術者を育成するという意味では、全建は大きな役割を果たしていると思いますので、今後ますます頑張ってください部分が大いと思っています。

○鈴木 今、委員長をしています小澤先生から、問題点といいますか方向付けのお話をいただきましたが、それでは、実際事業主体として直轄事業を実施している立場で佐藤さんはいかがですか。

○佐藤 先ほどからお話ししているように、私自身も総合評価は大きな手段であります、入り口の話だけだと思います。やはりプロセス全体にわたって一般競争入札、そして総合評価方式を前提にしてよい循環を産んでいくシステムをつくらなければいけないだろうと思います。今現在、よい循環を産むシステムまでには至っていません。まじめに一生懸命仕事をして、よい品質のものを適正価格で施工していただく業者さんに残っていただく、例えば自分で機械を持ち、自分で技術者を雇い、地場で一生懸命やっただく、あるいは大手さんには大手さんの役割を果たしていただく、そういう産業構造になるための枠組みを早くつくらなければと考えています。

それから、総合評価方式に少し過度の期待を持たれているのではないのでしょうか。総合評価方式に行き着くまでにいろいろ整理しなければならない問題があるのではないのでしょうか。

直轄事業への登録は2年に1回の資格審査をへていただいて、ランク別に受発注をしています。私の問題意識は、ある企業が同じ国直轄の発注体である各地方整備局でばらばらの評価を受けているという



さとう なおよし  
佐藤 直良氏

(国土交通省 大臣官房技術審議官)

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 昭和52年 | 建設省採用（三重県土木部河川課）     |
| 昭和62年 | 建設省大臣官房技術調査官         |
| 平成2年  | 建設省関東地方整備局荒川上流工事事務所長 |
| 平成4年  | 佐賀市助役                |
| 平成6年  | 建設省河川局治水課建設専門官       |
| 平成9年  | 建設省河川局河川計画課河川計画調整官   |
| 平成11年 | 建設省四国地方建設局河川部長       |
| 平成14年 | 水資源開発公団企画部長          |
| 平成17年 | 国土交通省大臣官房技術調査課長      |
| 平成18年 | 国土交通省大臣官房技術審議官       |

ことです。また、同じ企業を今度は市町村が評価した場合は、ほとんど客観点数だけで評価しており、一つの法人格である企業をそれぞれの発注者がばらばらの評価をしています。これで本当にいいのかという問題意識まで私は持っています。ベースはやはりそろえるべきであり、そのうえで発注体が地域独自の評価を取り入れるくらいの枠組みを目指していきたいと思っています。

それから、ランク別発注はやはり固定化し過ぎているのではないのでしょうか。これは発注ロットの問題とも絡みますが、発注ロットとランク別発注をどう整理するのか、こういう問題も大きな課題であり、総合評価に行き着く前までに、まだ本当にやらなければならないことが多々あります。今一番危惧しているのは、そういう問題です。

総合評価方式では、直轄の場合、官民含めて評価項目にこのようなものを入れてください、あるいはこれを強化してくださいと全部総合評価方式に押し込めようとしているようです。お気持ちはわかりますが、前段階の入札条件に盛り込んだほうがよい可能性の項目もあります。また、結果として私どもが最初導入した総合評価方式は、去年のダンピングに

は耐えられなかったこともあり、それで急遽総合評価のなかで枠組みを整理したという経緯もあります。そういう意味では総合評価も当時としてはベストなものではなかったと思っています。総合評価方式の枠組みのなかに何もかも押し込めると、最も大事なよい循環をつくるのではなくて、入り口だけのチェックで終わり最後の品質にまで至らないおそれがあります。このため総合評価のなかにこういうものを取り入れて、その前段階ではこういうものをやろう、最終的によい循環をつくるために総合評価の入り口をもう少し簡便化していくということをそろそろしなければならぬと考えています。

もう一つは、ある一部の地方自治体から評価のバリュー・フォー・マネーという観点からの客観性がないだろうと言われていることです。総合評価の点数がいくらの対価と匹敵するのかと、こういうことを声高に言う方がいるようです。だから総合評価を導入しないという地方自治体の方がいると伺っています。これはあくまで私の考えですけど、世の中に客観的なものの評価はあり得ないのではないのでしょうか。その客観的な評価のために学識経験者、第三者的な立場からのチェックを必要とし、また特に地方自治体では議会という別の装置もあるのだと思います。そのなかで、それが妥当かどうか、納税者に対して妥当かどうかというご判断をいただく二重のチェックがあると考えられます。そういう意味で、あくまで客観的にものを評価することはできないと思います。

そこで、小澤先生のお話ししている、評価をする人が最も大事になってくるのではないのでしょうか。経験の浅い人に総合評価を任せるとは無理であると思います。総合評価の評価者や検査官等は、これからは発注体のなかでもある程度の資質を持った方が求められていくはずです。単なる資格だけではなくて、実績も経験も継続教育も含めてです。そういう時代に私は確実になっていくだろうと思います。業界も世の中もそれを要求するべきでしょう。

そういう意味で、私どもも肝に銘じて全建の活動と一緒に、官庁あるいは発注体の技術者の資質向上、それに耐え得る枠組みづくりに取り組んでいきたいと思っています。こちらが高まると、今度は業界におられる技術者の方々の資質向上も併せて実現させようとする、そういうパートナーシップが確立できれば一番ありがたいと思っています。

○鈴木 ややレベルの高い話になりましたが、小澤先生や佐藤さんのお話をうけて東京都の総合評価方式の現状や課題を道家さんから伺いたいと思います。

○道家 最初にデータから状況をお話すると、東京都は総合評価の取り組みを一生懸命実施しており、現在三つの方式があります。施工能力審査型、これは中小規模ですが、施工実績等に配慮する必要のある工事を対象にしています。二番目が技術力評価型で、技術的課題のある中規模以上の工事を対象にしています。三番目が技術提案型で、受注者の技術的工夫の余地が大きくて、しかも技術的課題や困難性の大きい工事を対象としています。大きくこの三つのジャンルに分けて、それぞれ評価の中身を変えて実施しています。

東京都としては、17年度40件、18年度140件を実施し、19年度には350件に拡大する予定です。しかし残念ながら、まだ試行という位置付けになっていますが、今後より一層拡大していく計画です。建設局で言えば19年度は10月末で約120件を実施している状

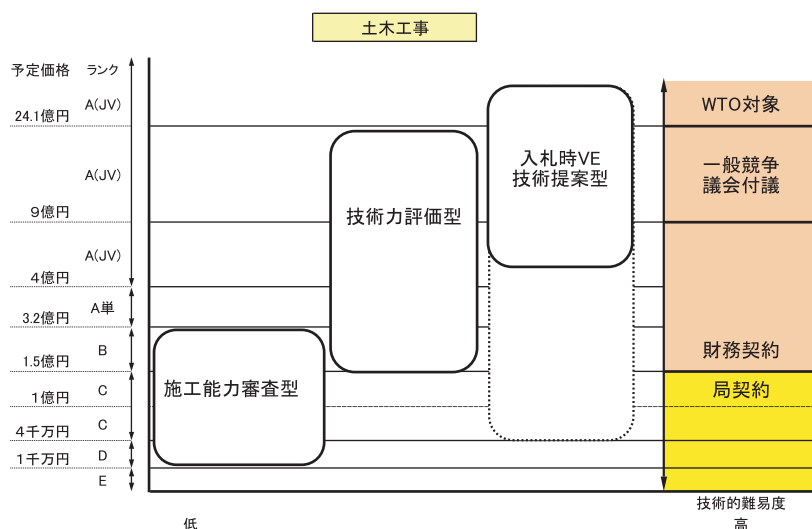


図-14 東京都における総合評価方式の類型（イメージ）（出典14）

況です。

一方、都内の区市町村はなかなか進んでおらず、18年度は一つの自治体しか実施していません。19年度はそれが五つの自治体に増えて、約30件実施しようという動きになっています。いろいろな働きかけをしている状況であり、総合評価方式の拡大に当たっては、提出資料のチェックとか施工計画の審査がありますので、価格競争だけのものに比べて非常に手間がかかります。発注者側の技術力も必要で、実施件数に限界があるというのが現状ですが、できるだけ増やしていきたいと思っています。

それから、技術力を審査するということですが、技術者を評価する我々のインハウスエンジニア、技術者が評価をされているのだという小澤先生のお話はそのとおりだと思います。評価の客観性がないというある自治体の話が出ましたが、世の中にきちんと説明しなければならぬという、説明責任を問われることを多分懸念されているのだらうと思います。

説明し切るためにもきちんとした基準をつくり、きちんとしたインハウスのエンジニアを育て、自信を持って評価し公開をして説明をするということが大事なのだと思います。そういう趣旨で我々はインハウスエンジニアを育てています。

東京都では今後10年間で今いる技術者の半分が退職を迎えます。ところが、総合的な行政改革や人員削減という荒波があり、新規に補充される土木技術者は退職を迎える者の約3分の1程度という状況です。これを大幅に改善することはなかなか難しいと思っています。そこで、今いる50才以上の技術者が中核となってやってきた仕事を後輩に引き継ぎ、新しい技術者に継承することが重要な課題です。そして、総合評価を行うなかで、技術者は、受注者の技術力をいろいろな形で評価させていただく、それを公開するだけの力を持たなければならない、説明するだけの力を持たなければならないというのが課題だと思います。市町村でなかなか技術者が育たないのは、市町村における土木技術者が全国平均では3人とか4人とかしかいないと言われており、なるほどそういう数では育てるのも難しいなという思いがあります。別の支援方法があると思いますが、都道



鈴木 道雄氏  
(社)全日本建設技術協会 会長

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 昭和31年 | 建設省入省              |
| 昭和45年 | 建設省関東地方建設局高崎工事事務所長 |
| 昭和57年 | 建設省道路局企画課長         |
| 昭和59年 | 建設省四国地方建設局長        |
| 昭和62年 | 建設省道路局長            |
| 昭和63年 | 建設省技監              |
| 平成元年  | 建設省事務次官            |
| 平成3年  | 日本道路公団総裁           |
| 平成10年 | (財)道路環境研究所理事長      |
| 平成14年 | (社)全日本建設技術協会会長     |

府県においては、それなりに人員もいますし、それなりのノウハウ、実績も持っていますので、それを継承しつつ、さらにインハウスエンジニアを増やしていきたいと思っています。

良い循環については、入札・契約に当たっての循環だけではなくて、我々公共施設を管理する者としては、造るとき、管理するとき、そして最後には更新をするとき、そういう大きな循環のなかで決めています。しかも、その循環の初めのスタートである造るときというのは、私の申し上げた循環の方向性を決めてしまうことにもなるので、品確法などに基づいて高い品質を求めるといのは当然のことです。

私どもは、きちんと工事成績をつけて、説明責任を果たせる体制をつくっていかうと考えています。また、区市町村に対しては、首長の皆さんに都の出先の建設事務所長が時々お伺いしてお話するテーマの一つとして、公共事業の品質確保というのはいかに大事なもののか、将来にわたって大事なのであるということを説明させていただいています。それとともに、都内の区市町村の担当者を集めて、この総合評価というのを取り入れ、少しでも拡大していきましょうと話をしています。それに対して仕組みの

支援や技術支援などは、およばずながら東京都が一生懸命支えますし、国にも相談して、国と共同して支えていくという取り組みをしています。

○鈴木 ただいま佐藤さんや道家さんから発注者側のお話を承りましたが、総合評価になると、技術提案とか業界の技術者の負担も多いと思います。その点も含めて、川合さんから民間技術者代表ということでお話を聞かせていただきたいと思います。

○川合 今の総合評価がすべてよいとは私たちも思っていません。ただ、これにかわるものが何かと考えた場合に、やはり我々から見ても、今これがベストであろうと思っています。だから、これを施行していくにつれて、いろいろなデータも積み上がるだろうし、それを見ながら改善していくということは今後必要だと思います。

ただ、一点私が要望するのは、発注者側の評価が大変重要でありますので、自信を持って発注者側は評価していただきたいと思います。我々はその評価を信じるしかありません。その根本が崩れ、我々もこの方式を信用できないとなったら成り立たなくなりますので、我々も技術の研鑽に努めていきますが、発注者側も是非しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

今、土工協としては、談合からの決別、いわゆるコンプライアンスの徹底ということを当面の課題にしています。この2年間、第三者も入って検討を重ね、平成18年の4月に「改革姿勢と提言」を出して、国土交通省にも地方自治体にもお願いをしてきたわけであり、我々がお願いしてきたものは何かといいますと、コンプライアンスを徹底していくために、現在の発注制度のなかで、果たしてこれでいいのかという問題をまずもって発注者とともに考えていきたいということです。後退する要素を少しでも含んだものを残しておくとか後が心配であるということから、次の四点を地方整備局及び地方自治体との意見交換会でお願いしてきたわけであり、

一点は、地方自治体に総合評価方式をできるだけ早く導入してもらいたいということです。二点目は、ダム工事のような複数年にわたる工事の適正な発注をしていただきたいと思います。これは当然随

意契約するのが最もよいとわかっていながらも、地方自治体のなかには1年ごとに一般競争入札に付しているという事例があります。一般競争入札にするのは形式だけであって、何の意味もありません。そのような発注の仕方を是非ともやめてもらいたい、改善してもらいたいということです。

三点目は、これも地方自治体の工事で多いのですが、我々が設計段階でコンサルタント等を支援して、それで計画や設計が成り立っているという工事が多々あります。事前協力することは、やはりその業者が全く有利になるわけであって、このような行為はするべきではないと思います。事前協力をしなければ、我々が補ってきたものをどうするのだということが問題になりますが、今後は建設事業において建設業者とコンサルタントの役割の適正化ということを考えていかなければいけないということです。

四点目はJV問題です。国は混合入札をしていますから、我々がJVを組む、組まないを選定することができるわけです。一方、大半の地方自治体では、地元業者の育成や、地元建設業者への発注といった観点から、我々に対してJVを義務付けています。我々受注者が技術的あるいはリスクという面から、何社で組むとか組まないとかは我々が選定できるよう、地方自治体に対しても混合入札をお願いしてきたところです。

我々はコンプライアンスの徹底ということが、今後の建設業を変えていくうえの絶対的な必要条件だと思っています。2年間それを徹底的にやってきて、ほぼ達成できるという見通しが立ちましたので、今年から、土工協としては魅力ある建設業に向けて、前向きな姿勢・目標を持って活動していこうと考えています。

○鈴木 ただいま佐藤さん、道家さん、川合さんからいろいろな実状についてのご発言がありましたけれども、ご質問、ご意見がありましたらどうぞお願いします。

○小澤 せっかくですから、インハウスエンジニアを今後どうするかということを議論していただいたらどうかと思います。東京都は、まさに人がいな

くなってしまうという問題を抱えていますし、多分鈴木会長や佐藤審議官が現場にいたころと今の現場の状況はかなり変わってきているのではないのでしょうか。やはりエンジニアは現場で鍛えられるという面があって、これまではOJTのなかでエンジニアが育っていく、あるいは組織としては育てるということでやってきたのだと思います。しかし今の仕事や現場のやり方を続けていたのでは、期待されるエンジニアが必ずしも育たないという状況なのではないかと思っています。だとすると、少し工夫をしないと社会の要求に応えられるインハウスエンジニアが育ってこないのではないかと危惧するのですが、佐藤審議官の方で何か考えているところはありますか。

○佐藤 小澤さんとお話すると、最後、必ずこの話になります（笑）。

○小澤 目に見えない話ですけど、長期的には、これが私は非常に大きな問題だと思っています。

○佐藤 私自身、技術者の現場力の低下、これは官庁だけではないと思っています。業界においても、現場での施工あるいは施工監理という観点からみると、特に前者の施工そのものの技術力が低下しており、全体的に現場を少し軽視してきたのではないかという感じを強く受けています。将来的に、我々が歯を食いしばってでも技術力の向上を図り、それが世間の評価をいただく、こういうことになるのは絶対間違いない話であります。私自身は、一言で言うと、現場力をどうやって育てるかが問題であると思っています。

近年行政需要はより一層膨らむ傾向にあり、世間から期待されるのは、将来的に長い間管理していくものを生産の過程からしっかりと見識、現場力を持って施工する、よい管理をすることだと思います。今の調達の段階だけではなくて、管理の段階でも技術者が何をやっているのか、ほとんど現場を見ないで管理をしているのではないかということも含めて、今後整理をしようと考えています。

そのなかの一つとして、積算業務を軽くしたいと思っています。標準的な設計に基づいた積算を金科玉条みたいな形で考えている現状ですが、それよりは現場の段取りが目的物をつくるうえで妥当かどう

か、あるいは業者さんが目的物をつくるために手を抜いていないだろうか、こういう視点のほうがより重要ではないかと思います。これは積算を別に否定するわけではなく、総体的に職員がどこに力を注ぐべきかをそろそろ明確化しないといけないのではないかということです。今若い人が住民との折衝とか、あるいは住民との協働とか、これもよいのですが、もっと若いうちにやるべきことがあると思います。若いうちに何を身につけていただくか、国だけではなくて都道府県、市町村の技術者も含めて官庁技術者がキャリアアップをしてもらうためにはどうしたらよいか、少しずつ整理していきたいと思っています。

ただ、実際言うは易く行うは難しであり、きちんとした施設をきちんとした状態で世の中に提供し続けるためには、一体官庁というのはどのような役割を果たし、幾らの人手が要るのかという整理が必要です。昔、組織要求や人員要求のとき、国立病院の看護師さんは1ベッド当たり何人必要ということで明確に出るけど、我々はなかなか理解していただけません。公共調達あるいは管理をしっかりとするために、どうしても技術者の人員が要る、アウトソーシングではもたない部分があるのだということを、少しずつで理解してもらうことが重要であると思います。

○鈴木 先ほど道家さんから、東京都の場合今後10年間で約半分の技術者が退職してしまうというお話がありましたが、それは何も東京都だけじゃなくて、全建の会員でも毎年何千人も減っているわけですね。補充される人が3分の1というのはおそらくよい方で、1割ぐらいしか採用しない自治体も多いのではないのでしょうか。国においてすら現場には役職者以外いないというような状況になっています。一日も早く人材を確保しないと、評価する人自身の数そのものもいなくなってしまうのではないかと心配してしまいます。

現在は、都道府県や国を退職し、昔とった杵柄の人がまだ元気ですから、そういう人にアウトソーシングするなり、うまく利用することができるわけですけど、それはずっと続くわけではありませ

ん。おそらく地方整備局でも、土木技術者の採用は確か10人もいないのではないのでしょうか。しかも、現場での業務内容はますます精緻になっています。本省と現場の第一線とで、考えていることやしなければならぬことに温度差がでないようにすることが大切だと思います。

ひいては、そのしわ寄せが受注者のところに行ってしまうことがないようにしなければならないと思います。判断しろと言っても判断ができなければ、川合さんの発言のようになるわけです。定性的な判断、これがよいというのが通らなくなってくると、技術者が何人いるとか、そういうことで決めてしまう、そうなる危険があるわけですね。本当は判断部分があって、あそこの会社ならできる、あの人ならできるというのがあればよいのですけれどね。だから、そういうインハウスエンジニアに関して今後どうするかということを考えないと、総合評価だけやっていけばよいわけじゃないと思います。

○道家 先ほど川合さんからお話があった、発注者側に対する幾つかのご注文についてはしっかりと検討していきたいと思います。

人材の話ですけれども、以前大学でいろいろお話をさせていただいたときに、その大学の先生方は、学生の定員割れが出ているという話をされていました。それは土木工学を学ぶことに迷いがあるのではなく、その先で実業に就くときに、魅力ある職場であるかということにどうも学生の皆さんが陰りを感じているだろうということを率直に話されていました。小手先と言ったらその先生方に怒られますが、土木工学科の名前を変えたりしていろいろ工夫はしているものの、本質はなかなか変わりません。就職時の受け皿である我々の行政側、建設業界側の改革が進まずに、国民に対してきちんと説明し切れないうことだと思います。そのためにも、土工協の魅力ある建設業のPRというか取り組みに非常に期待していますし、我々としても何かできることがあれば、是非一緒にやらせていただきたいと思います。

それぞれのインハウスエンジニアの供給源である大学から足腰が崩れ、よい学生が応募すらしないと

なると、よい学生がたくさん輩出されるという昔の状況にはなかなかならないわけでありまして、何とか優秀な学生を少しでも多く採用して、今いる者が伝授する、やめる前に直伝する、あるいはやめた人でもOBのチューターとしていろいろな活動や援助をしていただく、そして、当然土木には現場があるわけで、採用した技術者には現場をきちんと段階を踏んで経験させる必要があると思います。

私も特に管理に着目してしまして、管理を経験していない者は公共調達から管理までのすべてのことをマネジメントできないと思っています。我々現場を持っている国や地方自治体が、きちんと力を発揮し、現場における技術の習得を継続していかなければならないと思っています。そのなかでインハウスエンジニアは育っていきます。

ぜひ土工協の魅力ある建設業のなかで、技術者や下請けの社員も含めて、また技能者や労務者も含めた建設業に携わる皆さんが、それぞれの分野で、やりがいのあるというようなことを意識づけるとともに、広く国民に再度、社会資本整備の重要性、継続性を意識するようなことをPRしていきたいと思っています。私どもも協力していくことは当然のことです。

○鈴木 小澤さんの大学では、社会基盤学科の学生はいかがですか？

○小澤 我々のところは社会基盤学科で募集しているのではなくて、理科一類で入って、それから入ってくるというワンクッションありますけれども、それでも一時期厳しい時期があって、どういう戦略をとるべきかということで、学科のなかで随分いろいろな議論をしました。結果としてそのときの結論は、一つは土木工学科を社会基盤学科という名前に変えざるを得ないということでした。もう一つは、定員50人なのですが、そのうちの10人を、国際プロジェクトコースという海外で活躍できる人に育てようという目標を立てました。「環境」だとか「情報」だとかいろいろなキーワードがあって、「環境」は既に新しい組織があったり、「情報」は既に違うところにもあったりということで、当時我々が選択したキーワードは「国際」です。

つまり日本のなかだけではなくて、広い視野を持

って海外でも一流のエンジニアなり一流の人間として活躍できる人を育てることを目標に教育をしましょうということでもカリキュラムを見直しました。そういう人間を育てるためには、日本のなかに置いておいたのではなかなか鍛えられないということで、例えば学部の3年生を1カ月から1カ月半ぐらい海外の大学とか現場に送り出して、いろいろなものを見たり聞いたりしてから帰ってこいということをやったり、大学院の選抜された学生を、約半年ですが、フィリピンのマニラにあるアジア開発銀行へ送り込んで、修士論文なり、あるいはそのもとになるような研究をまとめてこいと言って送り出しています。帰ってきてからの学生の顔つきや報告を見れば、かなり成長して期待以上の成果を上げてきてくれたことがわかります。ですから、場を与えて方向付けさえしてあげれば、能力のある若い人は育ってくれると信じていますし、そのなかから何年か後には海外でも名前が通じるような人間が出てくれるといいなと思っています。

翻って国内の状況を考えると、多分高度経済成長で現場が増えていた時代には、やはり人が足りなくて、若いときにいろいろな判断をさせてもらっていたのかなというふうに想像します。そのなかで小さな失敗を幾つかして、将来大きな失敗をしないためにはどうしたらよいかという知恵を身につけて、団塊の世代の人たちはやってきたのかなと思っています。今は当時に比べれば、はるかにマニュアルが整備され、やり方、ルールがきちんと固められていると同時に、上からは失敗が許されないという厳しい要求があるなかで若い人は仕事をせざるを得ないようです。ですから、能力のある優秀な若い人にもう少しいろいろなことを考えさせ判断させて、実際に自分でやらせてみるというチャンスを少しでも増やしていかないと、人が本当に育つという場にはならないのではないかなと思います。

## 公共調達の今後の展望

○鈴木 いろいろ議論していただきました。品質に優れた公共調達のために適切な価格、受注者の方も適切な利潤を上げられるような価格で発注する手段として総合評価方式が採用されているわけですが、今までの議論から、総合評価方式だけがうまくいったとしても、システムのなかの一部ですから、人材育成も含めてもっとそれ以外のことも十分整理検討しないといけないという指摘があったわけです。

最後になりますが、公共調達について今後こうしたい方がよいという、展望といえますか、要望も含めて、皆さんから一言ずつお願いします。

○佐藤 本当に私ども、適正に利潤を上げてよい仕事をした方々に伸びていただく、そこに働く方々が夢と希望を持てる、そういう構造にしていかないと、根底からこの建設の世界は崩れてしまうだろうと思われます。

今後いろいろなシステムの全体を見て変えようと考えています。私どもの積算の問題、あるいは予定価格をつくるというシステムも、やはりもう1度点検して整理しないといけないと思っています。現場で働く技能者の労務賃金がほとんど伸びていません。

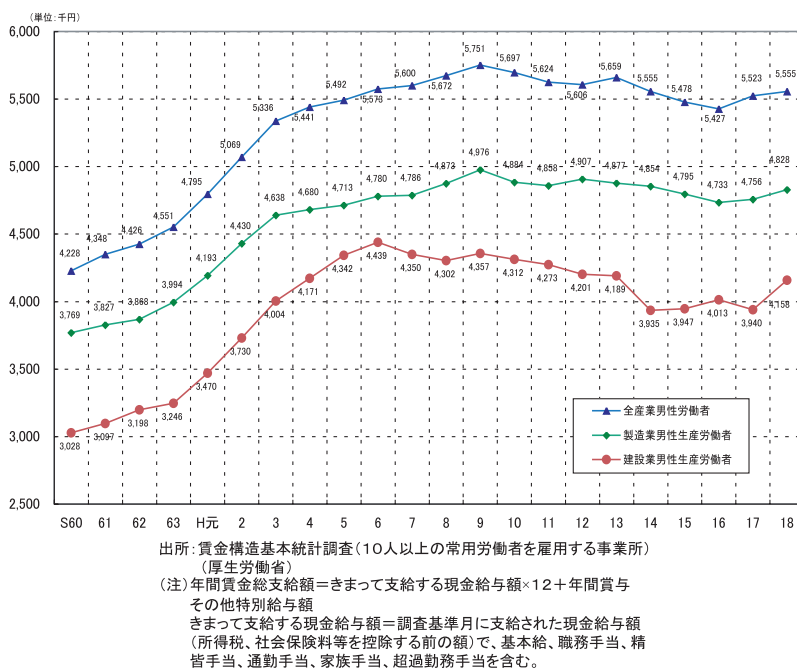


図-15 生産労働者の年間賃金総支給額の推移 (出典15)

近年マイナスの程度が少し緩和されたという状況です。働く方々が将来に夢を持ってない、例えば今の労務賃金で60歳まで本当に生活できるのか、これをそろそろ真剣に発注者も受注者も考えないと、根底からこの世界に人が来なくなってしまう。建設現場で働く方々が定年になったときに、例えば家を1軒持てて、子供2人が大学へ行きたいといえば大学へやれる、という具体の目標を持って、本当にそれがよいのかどうかも含め共通認識を持って、そういう世界にするために調達制度はどうしたらいいかという考え方があってもよいのではないのでしょうか。

全体を見ているつもりでも、どうしても部品、部品になってしまいます。そのときに、総合評価というのは大きな武器になり得るものです。今後は例えば悪いですが、オープン価格に近い形で元請さんが下請さんに幾らでどの部分を発注するかということの評価することも考えています。もっと突き詰めると、どういう技能者をお使いになるのですか、その方にどのくらいの対価をお支払いになるのかということも含めて評価の対象にしたらいかがでしょうか。これは一つの姿勢であり、未来永劫続けるわけではないのですが、そういう考え方で総合評価も運用できないのでしょうか。今のは一つの仮説で、みんなでそういう目標、共通認識を持ってそれが定着し、そのような評価をしなくても技能者として働く人が大事だという世界にならないと、この1～2年で建設のシステムが壊れてしまうということです。官庁技術者の問題、あるいは大学生の問題、技能者の問題、そろそろまとめて大きな器で共通認識を持って、それぞれのステークホルダーが役割分担して向かっていかないといけないと思います。

そのなかで、各自治体において、総合評価を今からでも一つでいいから試行していただきたいです。そして、そういう共通認識ができたときに、どれがうたい込めるのかを自治体の方にも考えていただきたいし、自治体の方々が自分の地域の産業あるいは地域を支える働き手として、地場の建設業を守っていただきたいですね。それはあえて言うとな総合評価の実施、この入り口を開けるかどうかにかかっていると言っても過言ではないと思います。

○**道家** 国民の皆さんは公共調達、公共事業について、かなりシンプルに安ければいいという考えだと思います。ですから、将来こうなって困るということについては、理論的・客観的に状況もきちんと情報発信もしないといけないと思います。行政や受注者の企業の皆さんも含めて建設業界全体が取り組むべき大事な課題だと思います。そのために、総合評価というツール、道具が非常に有効だと、これを拡大するとともに進化・展開させるということがますます重要だと思っています。

そうなってくると、先ほどから話題に出ている、それぞれのインハウスエンジニアが非常に重要な役目を担ってくるわけであります。このためには、きちんと技術を生み出し、継続し、そして現場に適應させることです。これは主に建設業界のエンジニアが一生懸命していることで、大変敬意を表しますが、それと同時に、それを国民にかわってきちんと評価することは、我々行政側のエンジニアが自らの力と意思で行うということが大事だと思います。その二つが切磋琢磨することで、将来まで管理しやすいよいものができるということです。

費用はできるだけ安い方がいいという感覚が国民にはありますけれども、実は適切な価格というのがあって、それでなければ安かろう悪かろうに流れてしまうことも含めて、我々としては国民の皆さんにいろいろ発言をしていきたいと思っています。今日のこの座談会の議論がきっかけとなってそういう方向に向かうことになれば、大変ありがたいと思います。

○**川合** 我々が現場にいた時代というのは、発注者と我々が一緒になっていいものをつくり込もうではないかという、そういう時代に我々は技術者として生きてきました。ところが、今は発注者側が手がまわらない、だから現場は検査ということで管理するしかなくなってきています。したがって、そこには発注者と受注者の間のコミュニケーションがなくなり、今度は書類管理で補おうとするために、我々の現場業務も書類をつくることに大きく時間をとられてしまいます。すると、現場管理のほうの手薄になって、結局は人材が育たないという問題があります。

JVの仕事をやっている、現場で技術者を育てようとするときに、自分から見たら、上司は他の会社の人間、部下も他の会社の人間であり、そのような状況のなかでジョブローテーションができるはずがありません。そういう時代が20年続いたのでしょうか。これが第一線の社員に現場力をつけさせるうえでの一つの大きな弊害です。

それから、これからは価格だけではなくて、技術力の競争になってくるわけですが、JVで応札することというのは自分の持っている技術を他社に公開することになり、これでは技術競争にならないのでしょうか。このようなことから、今後はJVをやめ単独でお互いが競争するという時代に是非していただきたいというのが私の希望です。

また、現場の発注者からみて技術指導ができないならば、一体だれが担うのが問題です。発注者ができないなら、だれかに担わせなければいけないのであって、そういう意味から、PFI、CMやPMなどの形態を是非考えていただきたいと思います。さらに、検査をだれが担うのかということも大事なことでないかと私は思います。

それから魅力ある建設業を我々が強く意識したのは、国民の8割が公共工事は必要だと言っているという事実です。また、公共事業に対して悪い印象を持っている人が7割いるというのも現実です。それは何かといえば、公共工事において談合などの不正があると我々業者が批判されたわけです。これらの不正を何とか払拭しなければいけないというのが私たちのこの2年間の課題でした。これからは、魅力ある建設業に向けてという運動を始めますけれども、私は一口で言えば、まずは建設業が適正利潤をきちんと確保することが大事だと思って



座談会参加者

います。自動車業界は、あれだけ利益をあげているから学生が来るのであって、建設業もそうならば必ず技術者は来ると思っています。

そういう意味では、我々同士のダンピングというのが非常に大きな問題であるとは思っています。何で75%、85%で受注しなければいけないか、そこに一つの大きな問題があります。現在、自分の会社の経営をみれば、人員を削減し、人材の育成とか研究開発の予算をできるだけ削減しています。我々の大手でさえそういうところがあります。それでやっと会社の経営が成り立っています。利益は余り出ません。そういう状況のなかで、やはり私は魅力ある建設業

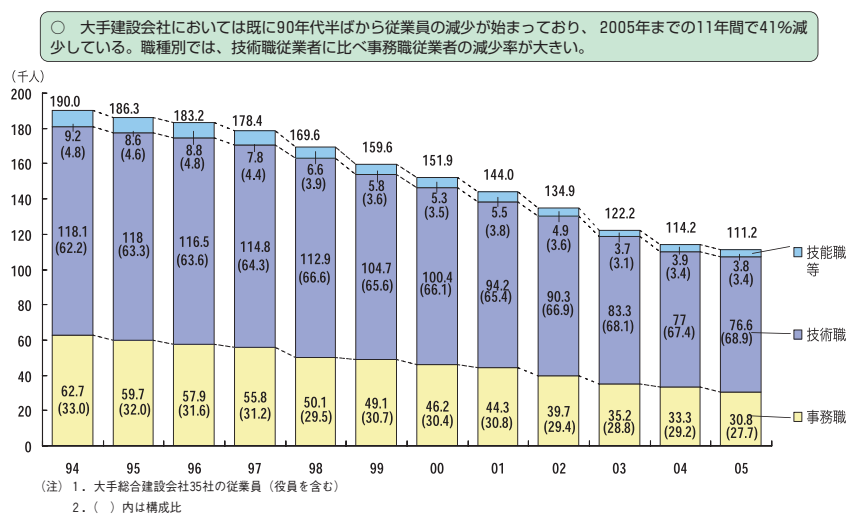


図-16 リストラの状況 (大手建設会社の従業員数の推移) (出典16)

になるには、ダンピングをせず、研究開発とか人材育成とか、将来に向けた投資を確保したいと思っています。今までの考え方を変える、あるいは変えていただかないと、佐藤さんが言われたような職人の給料までとてもとても行き着く問題ではありません。私は落札率が低すぎると思っていますし、これでは建設業の将来は魅力がなくなってしまうような気がします。

JVの問題ですが、おそらく同じ売上高を上げるのに、単独受注と比べて、JVで受注すれば2倍の現場を持たなければなりません。しかも、我々はそのほとんどがスポンサーですから、所長を全部出さなければならず、同じ売上高で2倍の人数の所長を出すということは、所長の質が半分になっているのと同じですね。このJV制度というのは、大きな問題があって、今後そういう面からも検討していく余地があるのではないかなと強く思っています。

○鈴木 最後にありますが、小澤先生に建設生産システムの展望に関する、お話をいただいて締めたいと思います。よろしくお願いします。

○小澤 これから50～100年使うための仕組みをつくるのだということであれば、今後それはだれが使うのかということを念頭に置き、是非将来に「あの時代によくこういう制度をつくってくれた」と言われるように、今の人たちが頑張っってよい制度につくり直すということかなと思います。

視点としては、技術力をそこにうまく投入することでよい事業になった、よい調達になったと言われる、あるいは、そのプロセスで技術者がよい仕事をしてくれたから、よい工事ができた、よい調達、よい事業だと言われるような仕組みを考えられると技術者としてはより幸せかなと思います。

○鈴木 本日は長時間にわたり「品質確保のための新しい公共調達」と題して貴重なご意見やご教唆、そしていろいろ興味深いお話をいただき、誠にありがとうございました。本日の座談会が、8万人の会員、そして全国の官公庁技術者にとって、将来の公共事業の推進に、また技術者としてとるべき方向等について大変重要な指針を与えてくれたものと考え

ます。読者の皆さんが自信と誇りを持ってこれからの仕事に取り組むうえで大いに役立つことを願ってやみません。ありがとうございました。

### 〈出典〉

- (1) 国土交通省 建設産業政策2007（建設産業政策研究会最終報告書）について 平成19年6月
- (2) 財務省HP 最近20年間の各年度末の国債残高推移 平成19年12月
- (3) 国土交通省 国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会中間とりまとめ 平成18年9月
- (4) ㈱土木学会建設マネジメント委員会公共調達制度WG「公共調達制度を考える」 平成18年4月
- (5) ㈱全日本建設技術協会 第526回建設技術講習会テキスト 平成19年7月
- (6) ㈱全日本建設技術協会 第526回建設技術講習会テキスト 平成19年7月
- (7) 国土交通省 国土交通省直轄土木工事における工事成績評定の分析結果 平成19年12月
- (8) ㈱全日本建設技術協会 第526回建設技術講習会テキスト 平成19年7月
- (9) 国土交通省 国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会中間とりまとめ 平成18年9月
- (10) 国土交通省 国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会中間とりまとめ 平成18年9月
- (11) ㈱土木学会建設マネジメント委員会公共調達制度WG「公共調達制度を考える」 平成18年4月
- (12) ㈱土木学会建設マネジメント委員会公共調達制度WG「公共調達制度を考える」 平成18年4月
- (13) ㈱全日本建設技術協会 第526回建設技術講習会テキスト 平成19年7月
- (14) 東京都建設局 平成19年10月
- (15) 国土交通省 建設産業政策研究会（第2回開催資料） 平成18年7月
- (16) 国土交通省 中央建設業審議会経営事項審査改正専門部会 平成19年3月

本座談会は、平成19年10月30日（火）に開催しました。